

南砺市農業委員会第8回総会会議録

- 1.招集日時 令和 3年 2月 5日
- 2.開会時刻 令和 3年 3月 3日 午後2時00分
- 3.閉会時刻 令和 3年 3月 3日 午後3時45分
- 4.場 所 城端庁舎3階 大ホール
- 5.委員定数 20名
- 6.出席委員 20名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	神村 善一	出	11	辻 清市郎	出
2	高桑 京子	出	12	長谷川正昭	出
3	幅田 直行	出	13	山本 弘	出
4	當田 衛	出	14	岡村 俊一	出
5	林 正一	出	15	金田 雄介	出
6	林川 昭三	出	16	山田 良誠	出
7	前川 茂	出	17	城寶 淳子	出
8	上田 憲仁	出	18	織田 直信	出
9	佐波 浩	出	19	中村 三郎	出
10	三井 栄	出	20	前川 十一	出

7.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第32号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第34号 農用地利用集積計画(案)の決定について

第3 協議事項

協議第 5 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について

協議第 6 号 農地の賃借料情報について

協議第 7 号 令和 3 年度南砺市農作業標準料金について

協議第 8 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積について

第 4 報告事項

報告第 16 号 農地法第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査について

報告第 17 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について

報告第 18 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

8.事務局職員

事務局長 船藤 統嗣、係長 田原 雅之、副主幹 山田由紀子

9.会議の概要

事務局長 | お疲れ様です。本日はお忙しい中ご参集いただきありがとうございます。定刻となりましたので、只今から、第 8 回南砺市農業委員会 令和 3 年 3 月の総会を開催いたします。本日の出席人数は、委員総数 20 名全員が出席であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する定数に達しており、総会が成立することをここにお知らせします。会議に先立ちまして、会長より挨拶方お願いします。

会長 | 3 月に入り、委員の皆様方にはお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。
先般、2 月 26 日の小委員会を開催いたしました。農地の賃借料及び農作業標準料金について協議いたしました。後程、協議事項として説明があると思いますが、ご意見をお伺いしたいと思っております。

議長 | 会に先立ちまして、議事録署名人をご指名させていただきます。本日の署名委員は 15 番の委員、16 番の委員の 2 名の方よろしく願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 =議案第 31 号について議案書をもとに朗読・説明=

今回 1 件の申請がありました。
面積は畑のみ 2,445 m²です。
受付番号 1 番です。

この案件は、農地中間管理機構の特例事業によるもので公益社団法人〇〇〇〇が保有していた農地 畑 1 筆 2,445 m²を農業経営拡大に意欲のある〇〇〇〇株式会社へ譲り渡すものです。

以上の案件は、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。
議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 32 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 =議案第 32 号について議案書をもとに朗読・説明=

今回 1 件の申請がありました。面積は田のみ 185 m²です。

住宅敷地 1 件 田 1 筆 185 m²

申請人〇〇〇〇〇さんは、現在市外に住んでおり、申請地の田 185 m²を住宅敷地に転用するものです。

この申請地は、自身の母が生前、住宅敷地として利用していたもので、自身が相続し、今後この地で居住する者がいなく、また田を住宅敷地として利用していたため是正するものです。

農地区分は都市計画法上の用途地域（第一種住居地域）ということで 3 種農地と判断され、転用許可基準は原則許可と考えられます。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。
議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 =議案第33号について議案書をもとに朗読・説明=

今回6件の申請がありました。面積は田 3,861 m² 畑 733 m² 計 4,594 m²です。

取付道路及び事業用地の設置	1件	田畑	10筆	2,483 m ²
駐車場	3件	田	3筆	1,675 m ²
資材置場	1件	畑	1筆	136 m ²
住宅敷地	1件	田	1筆	300 m ²
計	6件		15筆	4,594 m ²

受付番号1番です。

譲受人〇〇〇〇〇(株)で、同地区内で産業廃棄事業用地への取付道路及び事業用地の設置を行うものです。現在、埋め立て量の需要は年間一定量で抑えておりますが、減少することなく続いていることから、今後も維持し続けるためにも、土地利用を検討した結果、既設処分場を増設し、生活環境を維持するためにも農道を利用することになり、取付道路の途中に管理施設等を設置するものです。

農地区分は2種農地と判断され、転用許可基準は代替可能性勘案の必要なしと考えられます。

受付番号2番です。

譲受人〇〇〇〇〇は、昨年、認可された〇〇世帯の散居村農家が主体となる地縁団体が公民館を保有しております。その地縁団体の認可に伴い公民館を立て替えましたが、公民館の利用者用の駐車場が不足しているため、隣接地である申請地を購入して駐車場とするものです。

農地区分は1種農地と判断され、転用許可基準は既存地拡張に該当するものと考えられます。

事務局

受付番号 3 番です。

譲渡人〇〇〇〇さんは 申請地 田 330 m²を譲受人〇〇〇〇〇(株)に駐車場として譲り渡すものです。譲受人の駐車場は、既に満車状態となっており、来客用の駐車スペースがなく、工場敷地や路上駐車を余儀なくされ危険な状態です。今回、事業拡充のため従業員の増員を計画し駐車スペースを確保するものです。

農地区分は 1 種農地と判断され、転用許可基準は、集落接続に該当すると考えられます。

受付番号 4 番です。

譲渡人〇〇〇〇さんは 申請地 畑 136 m²を譲受人〇〇〇〇〇に資材置場として譲り渡すものです。譲受人は、賃貸借している資材置場が分譲地の 1 区画であるため、騒音や資材の飛び散り等を考慮し計画するものです。

農地区分は 1 種農地と判断され、転用許可基準は、既存地拡張に該当すると考えられます。

受付番号 5 番です。

譲渡人〇〇〇〇〇さんは、申請地 田 1,128 m²を駐車場敷地として転用するものです。事業統合するにあたり、譲受人〇〇〇〇〇〇〇(株)の主力製品を加工するにあたり、譲渡人〇〇〇〇〇の敷地に配置転換による従業員の増員が見込まれ、駐車場スペースが必要になることから申請するものです。

農地区分は 1 種農地と判断され、転用許可基準は、集落接続に該当すると考えられます。

受付番号 6 番です。

譲受人は 11 人家族で住んでおります。

自身の子供が小さく、家族に迷惑をかけていることもあり、この機会に自身の住宅を建築したいと考え、父である譲渡人〇〇〇〇〇さん 申請地 田 300 m²を住宅敷地とすることに承諾をいただきました。

農地区分は 1 種農地と判断され、転用許可基準は、集落接続に該当すると考えられます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

〇〇委員

第 5 条の受付番号 1 番についてお聞きします。

位置図を確認しますと、申請地に雨水が集まって下流に流れていくようにみえます。産廃業者ですので水質関係で届出・報告等はされると思いますが、下流域の農地に用水路があるか否かの確認をお願いいたします。後日、農業委員会として正確な情報を得ていたのかと問われることもあると思います。よろしくお聞きいたします。

事務局

雨水排水については、既存水路及び北側に調整池を設け、周辺の農地には影響を与えることはないとお聞きしています。この申請地の北側について用水として使用されるか否かは不明ですので確認をいたします。

議長

その他に何かございますか。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。
議案第 33 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数挙手)

議長

賛成多数により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長

続きまして、次の議題へ進みます。

議長

議案第 34 号 農用地利用集積計画(案)について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

＝議案第 34 号について議案書をもとに朗読・説明＝

利用権設定に関する案件で 2 月中に届出があり、市長部局から諮問があった分を掲載してございます。今回、255 件・642 筆の申請がありました。面積は、田 1,059,251.15 m² 畑 90,966.48 m² 計 1,150,217.63 m²です。

受付番号 2 番、3 番は、受け手が認定農業者の法人へ預けることになりました。規模縮小、個人農家からの付け替えです。

4 番につきましては、仲間田で 3 筆 1 枚になっているため、仲間田解消となるものです。

6 番、7 番は、受け手が市外の方ですが、〇〇地域でいちご栽培をしております同業の方へ預けるものです。通作距離につきましては、〇〇地域に事務所がありますので、そちらから農機具を移動されるとお聞きしております。

11 番、12 番については、利用権設定が切れておりましたので、改めて設定することになりました。亡くなられた方のご親族で利用権を設定するように集落の方に申し出されたようです。

13、14 番につきましては、〇〇地域の中山間地域の場所で、市外の方へ利用権設定となっております。実家が近隣であることから通作距離も問題がなく、1 年間ではございますが、景観作物を栽培される予定で、集落の方とも話ができております。

31 番は、規模縮小により法人と利用権設定することになりました。

55 番、56 番につきましては、仲間田の解消によるものです。

61 番、62 番につきましては、任意の集落営農組織でありますので、その組合長へ設定するものです。

93 番、94 番、95 番につきましては、個人の認定農業者として野菜作りをされている方です。仲間田部分は法人が作付けするもので、法人の

事務局 構成員になられたため、新たに設定するものです。
96 番から 255 番までは中間管理機構によるものです。
今回、前回の総会時より若干流動化率が上昇し、54.26%となっております。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。
議案第 34 号 農用地利用集積計画(案)の案を除きまして、決定について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長 続きまして協議事項へ進みます。

議長 協議第 5 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 =協議第 5 号について議案書をもとに朗読・説明=
受付番号 1 番です。
願出者は市内在住の〇〇〇〇さんで、願出地 田 107 m²を息子さんが分家住宅敷地とするものです。
願出者であります〇〇〇〇さんの自宅車庫の後ろに空いたスペースに将来自身が結婚し、両親のそばで暮らしたい思いで、実家から 300m 以内の範囲で検討され申請したものです。
受付番号 2 番です。
願出者は〇〇〇〇さんで、願出地が田 499 m²で実家から 200m 以内で分家住宅を建築したく申請したものです。
願出者は、現在夫婦二人ですが、将来子どもができた際に、実家の両親に協力してもらいたく、近くに住みたいと検討し申請したものです。
雨水排水は、西側へ配管を延長させ既存の排水路へ放水する予定です。申請面積が平均より広がっておりますが、来客等も含めて 3 台分の駐車場を確保するためです。下水は合併浄化槽を利用することになっております。
受付番号 3 番です。
願出者は〇〇〇〇さんで願出地 田 36 m²を宅地の拡張として申請するものです。土蔵を新築した際、隣接地にはみ出した状態で建ててしまったということが判明し是正するものです。

事務局

受付番号 4 番です。

願出者は〇〇〇〇さんで、願出地 畑 127 m²を車庫敷地としようとするものです。

昭和 49 年に土地改良事業による換地が行われておりましたが、畑として処理されてしまったということです。換地処分の 1 年前ほどに畑から宅地になっていたようですが、今もこのままの状態ですので、接道義務が満たされない不都合が生じているところです。昭和 53 年に家の前に車庫を建築してしまったということもあり、今回の申請で是正することになります。

受付番号 5 番です。

願出者は〇〇〇〇さんで、願出地 田 35 m²を宅地の拡張とするものです。

願出者の実家は現在空き家で平成 3 年に願出地に農作業場を改築した際に、田の一部を利用してしまい、今回是正するものです。この手続きとともに実家の処分も検討されているそうです。

受付番号 6 番です。

願出者は、〇〇〇〇さんで願出地 田 72 m²をカーポート敷地とするものです。

願出者は、娘さんの結婚により既存の作業場を壊し、その部分に住宅を建築しようとするのですが、今回、2 台から 4 台に車が増えるためカーポートを設置する目的で申請するものです。この場所は自家菜園として利用しているため、既存の田には特に影響はないと思われま

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

協議第 5 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長

続きまして次の協議事項へ進みます。

議長

協議第 6 号 農地の賃借料情報について、事務局より朗読と説明を求めます。

事務局

＝協議第 6 号について議案書をもとに朗読・説明＝

農地法は平成 21 年に改正を行っております。過去から標準小作料を設

事務局 定し高い基準、低い基準を設定しておりましたが、その制度が廃止となり、南砺市では1年ごとに利用権設定された賃借料情報を提供しております。設定のほとんどが5年間から10年間であり、昨年中に更新もしくは変更された10アール当たりの賃借料です。積み上げた数字を公表することになっておりますので、広報誌4月号に掲載予定です。
農業会議からお示しされた参考の賃借料は、前年より2千円ほど上がっているようであります。

議長 法改正前は、この小作料を農業委員会で決めなくてはならなかったのですが、法律の改正により小作料という用語も言わなくなり、農地の賃借料情報ということになりました。

議長 何かご意見はございませんか。

〇〇委員 資料の確認ですが、〇〇地区の平均賃借料が反対の数値になっているようですが。

事務局 最高額と最低額は削除しておりますが、確認させていただきます。

〇〇委員 土地改良費は公租公課の中に反映されているのでしょうか。
自身の農地を例えるとすれば、10アール当たり用水費3千円、燃料代等を実際に負担しております。土地改良事業に対する農家負担は現在、大きな金額になっていますし、土地改良費に対する話はどうなともわからないことですし、注釈が必要と思います。地権者から10アール当たりいくらということになれば、農業委員会としては土地改良事業に対する経常経費についていくらという取り組みをしていかないと都合が悪いのではないかと思います。

事務局 農業会議から示された資料がありますが、確認をとってみます。
実際に不在地主の土地改良費の負担金が問題になったりします。地域によっては耕作者が支払うものとしているところもありますが、現在、集積・集約が進んでいる中、担い手がすべて負担するというのは、大変なことではないかと思います。関係機関と協議したいと思っております。

〇〇委員 面土地改良区が合併されますが、維持管理が伴う経費はその地域によって相違しますので、利用権設定側でもされる側でもどちらでも構いませんが注意して表記されればと思います。

議長 よろしいでしょうか。その他にご意見はございますか。

〇〇委員 〇〇土地改良区の費用については全て営農組合が負担しているところですが、正直なところ、働き手が不足しており、労務費は上がってきていることから、総会において賃借料を協議しているところです。

事務局 ○○農協管内では、農協が中心となって金額を設定しております。
○○地域では先月協議し、○○地域では3月末までに見直しを図りたいとのことでした。集落営農の場合と個人とでは若干の違いも生じることから、参考にできるところは参考になさってください。

○○委員 参考にします。

議長 ご異議がないようですので採決をとります。
協議第6号 農地の賃借料情報について賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認され、広報誌に掲載するものといたします。

議長 続きまして次の協議事項へ進みます。

議長 協議第7号 令和3年度南砺市農作業標準料金について事務局より説明を求めます。

事務局 =協議第7号について議案書をもとに朗読・説明=
現在の標準料金は平成30年度に検討し、令和元年度から令和3年度まで適用することとなっております。毎年、年明けに試算したものが提示されます。令和3年の標準料金の試算については、平成30年度に試算したものと比較して5%以上の増減の変動がなかったということで、県下一斉の改定作業はしないということです。
先日、小委員会を開催し協議した結果をお示ししております。荒起こしから始まって仕上げの代掻きまで、トラクターは通常3回が一貫作業と示してあります。金額の見直しがない時に掲載内容を変えないほうがよろしいかと思い、従来どおりの掲載方法で示しています。
麦作業は、基本的に担い手が最初から最後まで播種作業をしていることから、一つにまとめた表示にし、額縁排水を追加して表記しました。
○○農協から提案があり、○○市の金額を参考にしております。

議長 何かご意見はございませんか。
(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。
協議第7号 令和3年度南砺市農作業標準料金について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長 続きまして次の協議事項へ進みます。

議長 協議第 8 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積について、事務局より説明を求めます。

事務局 =協議第 8 号について議案書をもとに朗読・説明=

別段の面積（下限面積）というのは、農地を所有する際には農地法でいわゆる 5 反要件の規制がございます。非農家の方は農地を所有することは基本的に不可能です。ただ、条件によっては 50 アール以下に下限面積を設定することで可能となります。

現在、南砺市では農地法施行規則第 17 条第 2 項の規定により、旧平村・旧上平村・旧利賀村の地域を設定しております。今回、新たに立野原西・立野原東の 2 地区を下限面積 10 アールに設定できないかということで、小委員会にお諮りしたところです。

農林業センサス 2020 の結果はまだ公表されていませんが、南砺市全域で下限面積を引き下げるとは、担い手への集積にも影響があり困難であります。従来からの旧 3 村地域につきましては、財団法人等がありますが作業受託面積でいっぱいのようなようです。1 反を下限面積としていますが、新規の担い手はその地域に居住し、新たな担い手として育っていくかは厳しい状況です。

限界集落といわれる 10 世帯以下の地域で、下限面積の設定も考慮しましたが、新たな農業者を求めることは現実的ではありません。

市の農政係では新規就農やリタイヤ後に農業をしたいという方のご相談も受けております。立野原西は約 250 ヘクタール、立野原東で約 90 ヘクタール、併せて約 340 ヘクタールの田畑がございます。樹園地も多数あり、新たな法人も参入し、ぶどう等を作っておられます。

しかしながら、耕作を中断され、遊休化した農地が増えてきていますので、新たな農業者に有効活用していただけないかということでこの二つの地域を選定したものです。

今回は 4 月 1 日からスタートするもので、1 反という下限面積であれば新規就農者の方にも立野原地域の耕作について検討していただくと考えております。仮に、転用目的で業者が農地を購入するといったことや一般の株式会社が農地を購入する場合も考えられますが、立野原地域につきましては、転用許可基準がまずございません。考えられるのは農業用施設、加工場、農機具格納庫等であれば許可基準は満たされますが、10ha 以上の広がりを持つこの地域は、あくまで農地を農地として耕作していただく適地でないかと考えます。

空き家に付随する農地の下限面積は、筆指定ということで 3 月からスタートしたところです。いくつか相談を受けているところで、正式に申

事務局 請が提出されれば、担当の委員さんにはご協力をいただきたいと思いますと思っている次第です。

議長 従来から、平・上平・利賀地域に下限面積を設けておりましたが、今回は、立野原西及び東の両地区を追加するものであり、ご承認いただきたいということです。何かご意見はございませんか。

〇〇委員 この2地区を設定していただくことに大変感謝申し上げます。
私どもも野菜等作っていく中で、出荷先として直売所などが一般的ですが、南砺市内では、インターネットで販売されるか、電子マネー対応可能な生産者が数多くおられます。
市として若い方がいかに販売促進への意識が高く、意欲を増しておられる方でも、なかなか5反要件は厳しい条件だと思います。今回のように設定していただけると、今後ますます若い人の農業参入が高まる要素となるのではないのでしょうか。
立野原方面で柿や園芸作物に努力していただき、若い力を全面に出していただいて、一生懸命働いてもらい、農村の活性化につながるように願っております。

事務局長 ありがとうございます。
今ほども話がありましたように、若い新規就農者の方が、近年増加傾向であり、国の補助事業で令和2年度では7名、令和3年度では20名の方が対象となっております。その多くの方が立野原地区で耕作されるといったような実態がございます。柿の生産ができなくなったという方も中にはいらっしゃいますが、その樹園地をそのまま継承され、プラス野菜などを栽培して、農家として確立していく姿勢でありますので、期待したいものです。

議長 他に何かございますか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。
協議第8号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長 続きまして報告事項へ進みます。

議長 報告第16号 農地法第30条第1項の規定による利用状況調査について、事務局より説明を求めます。

事務局

＝報告第 16 号について議案書をもとに説明＝

昨年 11 月に農地パトロールを実施しました結果を報告いたします。
お忙しい中、ご協力いただきありがとうございました。その結果につきましても、過去から引き続き耕作不明、新規発生、耕作中断、山林・原野化となったものを含めまして、耕作可能または復元可能か否かを示したものです。今回は 11ha を対象に意向調査を実施する予定です。
将来的に耕作されるか、新たに作付けされる方を探して農地を守っていくか、中間管理機構に託して耕作していくかアンケートをするもので、今週中に発送予定です。

議長

何かご意見はございませんか。

(異議なし)

議長

続きまして次の報告事項へ進みます。

議長

報告第 17 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について、事務局より説明を求めます。

事務局

＝報告第 17 号について議案書をもとに説明＝

今回は、〇〇地区の 2 筆 田 2,375 m²について、公社を通して担い手の方に売買するものです。一方の地権者は同地区内の方ではありませんが、相続等で取得されたと思われます。もう一方の地権者は仲間田の所有者ですが、離農されるため、この事業での所有権移転をされるものです。参考まで、1 m²当たり 450 円から 500 円で売買予定です。

議長

何かご意見はございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので、次の報告事項へ進みます。

議長

報告第 18 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

事務局

＝報告第 18 号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回は 63 件の届出がありました。
面積は田 123,311.28 m² 畑 10,765 m² 計 134,076.28 m²です。
受付番号 1 番から 4 番につきましては、耕作者の変更によるものです。
受付番号 5 番から 8 番につきましては、同じ耕作者で相対契約にするものです。

事務局

受付番号 9 番につきましては、中間管理機構を通して同じ方が耕作するものです。

受付番号 10 番及び 11 番につきましては、耕作者の変更によるものです。

受付番号 12 番につきましては、議案番号第 33 号農地法第 5 条受付番号 3 番の案件によるものです。

受付番号 13 番から 15 番につきましては、中間管理機構を通して同じ方が耕作する予定となっております。

受付番号 16 番から 21 番につきましては、耕作者の変更によるものです。

受付番号 22 番から 27 番につきましては、分筆手続きを行うものです。

受付番号 28 番から 45 番につきましては、耕作者の変更によるものです。

受付番号 46 番につきましては、あっせん事業によるものです。

受付番号 47 番及び 48 番につきましては、市へ売買したことによるものです。

受付番号 49 番につきましては、田が急傾斜地の為、維持管理のみ行うものです。

受付番号 50 番につきましては、耕作者の変更によるものです。

受付番号 51 番から 53 番につきましては、市へ売買したことによるものです。

受付番号 54 番から 63 番につきましては、耕作者の変更によるものです。

議長

これら報告事項について、採決はいたしません何かご質問、ご意見などございますか。

(異議なし)

議長

その他について事務局からお願いいたします。

事務局

＝その他について説明＝

(研修会の出欠有無の確認)

(市農業者会との合同研修について)

議長

他に何かございましたら、ご意見等お伺いいたします。

(特になし)

議長

特にないようですので、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

次回の総会は令和 3 年 3 月 25 日 (木) 午後 2 時から、場所は福光庁舎別館 3 階 大ホールとなります。

議長

以上で、南砺市農業委員会第8回総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後3時45分)

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長